

昭和56年5月以前の基準により建築された木造住宅にお住まいの皆様

耐震補助金等のお知らせです

昭和56年（1981年）5月以前の基準により建築された住宅は、旧耐震基準で設計されているため、地震の際に倒壊する危険性が高いとされています。

そのため町では、これらの住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修、耐震建替えに対する支援を実施しています。

※本制度をご利用の際は、着手前に申請手続きが必要になります。また詳しい補助の要件等もございますので、事前に町都市計画課へお問い合わせください。

○受付期間

耐震診断：令和8年5月1日（金）～令和9年1月29日（金）

改修工事・建替工事：令和8年5月1日（金）～令和8年10月30日（金）

まずは耐震診断を受けてみましょう

受付件数に限りがあります

①耐震診断（無料で受けられます）

診断の結果、地震によって倒壊の恐れあり

今の住宅に住み続けたい

新しく建替えたい

②補強計画策定込み

改修工事

（補助限度額 115万円）

③建替工事

（補助限度額 100万円）

さらに建替え後の住宅が
木造であり、10^m以上の
県産出材を使用する場合

10万円加算します

◎お問い合わせ先

壬生町建設部都市計画課都市計画係

電話番号：0282-81-1853 ファックス：0282-82-8252

①耐震診断士の派遣

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前の基準により建築された住宅 ・在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅 ・木造2階建て以下の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅のうち店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）ただし、昭和56年6月1日以降に増改築工事に着工し、増築部分の延べ床面積が、増改築後の延べ床面積の1/2未満のものは対象とする。 ・賃貸を目的としない住宅
耐震診断費用	<ul style="list-style-type: none"> ・無料
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断は耐震診断士が行うものとする

②補強計画策定込改修工事の補助

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅 ・在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・115万円（補強計画策定及び耐震改修に要する費用の4/5以内）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修とは、必要保有耐力に対する各階の梁間方向又は桁行方向の耐力の割合が1.0未満であったものを1.0以上にする工事をいう ・一定の要件を満たす耐震改修を実施した方について、所得税・固定資産税の軽減措置を受けられる場合があります

③耐震建替え工事の補助

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅 ・在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅 ・建替え後、省エネ基準に適合する住宅
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円（建替え前の住宅の耐震改修に要する費用相当分（1㎡当たり22,500円）の4/5以内） ・建替え後の住宅が木造であり、10㎡以上の県産出材を使用する場合、10万円の加算
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の恐れがあるとされた住宅を除却し、同一敷地内に新たに一戸建て住宅を建築すること ・耐震診断前に建築確認申請を行わないこと

※共通の注意事項

- ・申請は耐震化事業（耐震診断、耐震改修、除却、建替えの契約を含む）の着手前に行う必要があります。
- ・申請の対象者は、国税、県税、町税の滞納がない方に限られます。
- ・その他の申請条件については窓口へ確認してください。
- ・国庫補助（住宅ストック循環支援事業、地域型住宅グリーン化事業、ZEHや次世代住宅ポイント制度などによる補助等）、県補助金（とちぎ材の家づくり支援事業費補助金等）及び町補助金（空き家リフォーム補助金等）など重複利用ができないメニューもございます。
- ・受付件数に限りがありますので申請をご希望の場合は、早めのご相談をお願いいたします。